

## 宇部市暮らし・にぎわい再生事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、中心市街地の再生を図るため、暮らし・にぎわい再生事業制度要綱(平成19年4月1日国都まち第118号、国都市第419号、国住街第258号。以下「制度要綱」という。)に基づき、暮らし・にぎわい再生事業を行う者に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定基本計画 中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第9条第10項に定める認定を受けた基本計画をいう。
- (2) 公益施設 社会福祉施設、地域交流施設、教育文化施設、医療施設その他地域住民等の共同の福祉又は利便のために必要な施設で、多数の者が出入りし、利用することが想定されるものをいう。
- (3) 都市機能導入施設 公益施設、住宅又は商業等の機能を有する施設をいう。
- (4) 再生事業計画 制度要綱第3に規定する暮らし・にぎわい再生事業計画をいう。

### (補助事業及び対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、制度要綱に定める次に掲げる事業(以下「補助事業」という。)であり、補助金の交付の対象となる経費は、補助事業の実施に要する経費とする。

#### (1) コア事業

- ア 都市機能まちなか立地支援 中心市街地に都市機能導入施設を整備することにより、都市機能の集積を推進する事業をいう。
- イ 空きビル再生支援 中心市街地の既存の建築物の全部又は一部を都市機能導入施設として再生することにより、都市機能の集積を推進する事業をいう。
- ウ にぎわい空間施設整備 中心市街地に多目的広場等の公開空地を整備することにより、にぎわい空間の創出を推進する事業をいう。

#### (2) 附帯事業

- ア 計画コーディネート支援 再生事業計画の作成及びコーディネート業務を行う事業をいう。
- イ 関連空間整備 前号の事業と併せて行うものとして再生事業計画に定められた、公開空地、駐車場、緑化施設等を整備する事業をいう。

### (施設要件)

第4条 補助金の交付の対象となる施設は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 認定基本計画に位置付けられたものであること。
- (2) 施設の敷地面積及び当該敷地の接する道路の面積の2分の1の合計がおおむね1,000㎡メートル以上(同一の再生事業計画区域内で複数のコア事業を行う場合又は空きビル再生支援を実施する場合はおおむね500㎡以上)であること。
- (3) 都市機能導入施設にあっては、次の各号全てに適合するものであること。
  - ア 公益施設を含むものであること
  - イ 地階を除く階数が原則として3階以上であること

ウ 耐火建築物又は準耐火建築物であること

(補助対象者)

第5条 補助対象者は、事前に市長に相談を行い、国及び県と補助事業の採択に係る協議が行われ、補助事業を行う者とする。

(補助金の額及び補助率)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内で予算の範囲内とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) 工事の施行に係るものであるときは、その実施設計書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請に係る補助金の交付の決定をしたときは、交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(交付申請内容の変更)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、交付決定を受けた後、第7条の規定に申請した内容に変更が生じたときは、交付変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、交付変更承認通知書(様式第4号)により、当該交付対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付対象者は、事業完了後速やかに、暮らし・にぎわい再生事業実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書及びその根拠資料
- (3) 事業の写真(着工前、完了及び各工程の主な施工状況や検収状況の写真等)
- (4) 委託契約書及び工事契約書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、これを審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、暮らし・にぎわい再生事業補助金交付確定通知書(様式第6号)により、交付対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 交付対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定により適正な請求を受けたときは、速やかに交付対象者に対し、補助金を交付する。

(補助金の交付決定の取消し又は返還)

第14条 市長は、交付対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支払われた補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正行為により、補助金交付の決定又は交付を受けたとき。
- (3) 法令に違反したとき。
- (4) 事業計画書の内容に著しく反すると判断したとき。
- (5) 前各号に規定するもののほか、市長が相当と認める事由があるとき。

(他事業との併用調整)

第15条 交付対象者は、他の公的融資又は助成等を併せて受けようとする場合には、事前に市長との協議を行い、その指示に従わなければならない。

(補助金の経理等)

第16条 交付対象者等は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、当該年度の補助事業完了後10年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限等)

第17条 交付対象者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律をはじめ、各種法令等に準拠するとともに、市長の承認を得なければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。